

社会福祉連携推進法人となりの における法人後見について



社会福祉連携推進法人

となりの



となりのInstagram



となりのホームページ

わたしたち“社会福祉連携推進法人となりの”について

- わたしたち“となりの”は、2023年9月に成年後見の担い手不足という豊田市の地域課題の解決に向け、その一翼を担うために設立した新しい法人です。
- 社会福祉連携推進法人の名のとおり、市内4つの社会福祉法人が社員に、市内3つの社会福祉法人・施設が賛助会員になり、連携して法人後見の受任を目指しています。
- 豊田市役所や豊田市社会福祉協議会、地元の専門職、企業、当事者等とも連携しており、高齢者や障がい者が自分らしく暮らせる豊田市を作っていきたいと考えています。



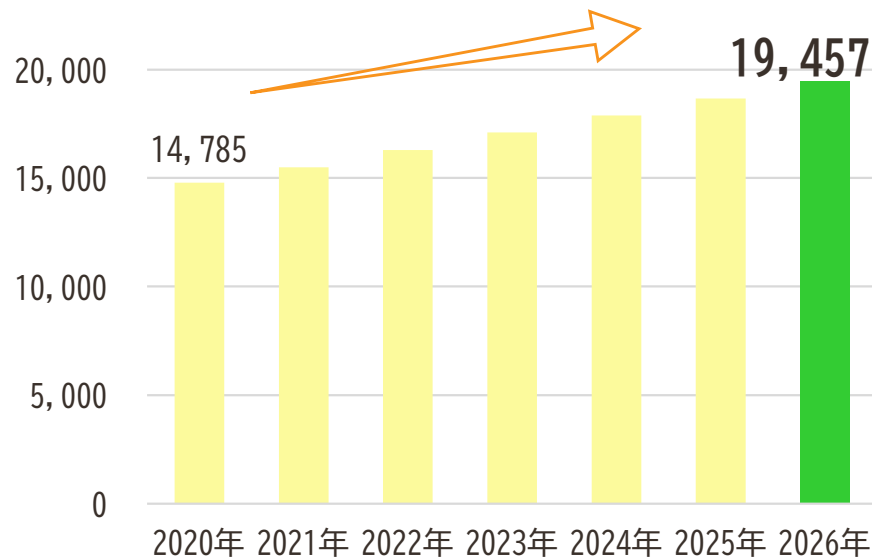
社会福祉連携推進法人が成年後見を担う意義・効果

1. 職員が福祉の支援に長けており、本人の意思決定支援に寄り添い、専門的な支援ができる。
2. 複数の法人が生活面、金銭管理、意思確認等を分担することで、適切な形の権利擁護支援ができる。
3. 若い方など長期の支援が必要な方にも、継続性のある後見業務を行うことができる。
4. 社員である社会福祉法人が増えることで、より多くの後見業務を担うことができる。

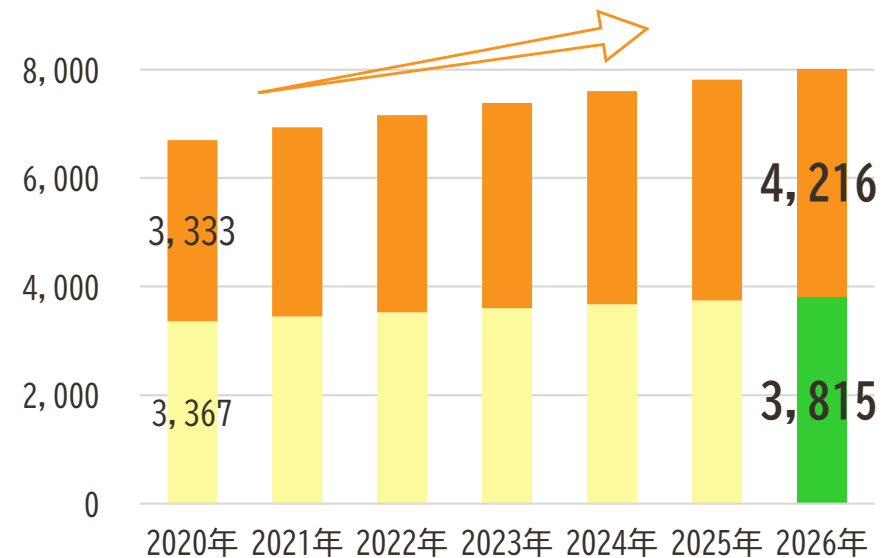
豊田市において成年後見制度の担い手が必要となる背景

- 高齢化（特に後期高齢者）に伴う認知症高齢者数の増加。
- 知的・精神障がい者数の増加、地域移行の増加、親の高齢化。

推計認知症高齢者数



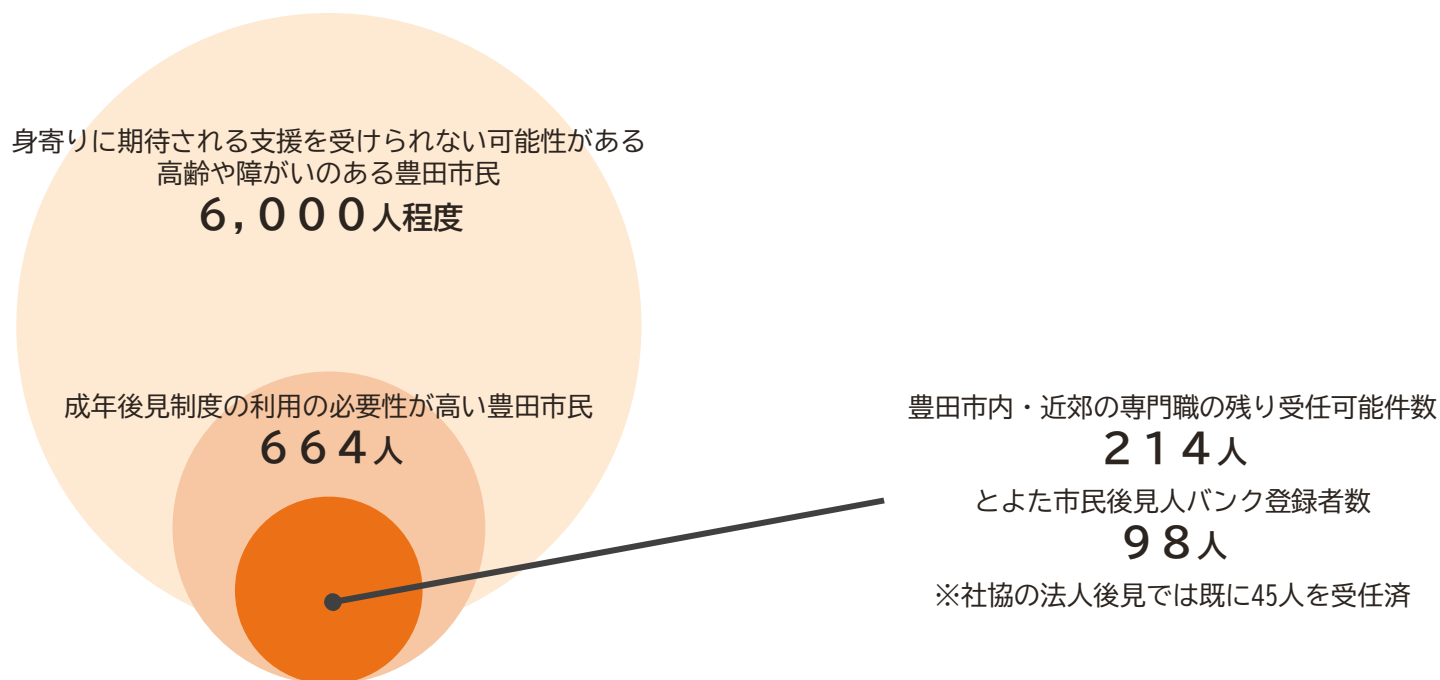
障がい者手帳所持者数
(下：療育手帳、上：精神保健福祉手帳)



(出所) 第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(左)、第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン(右)

豊田市における担い手としての法人後見の必要性

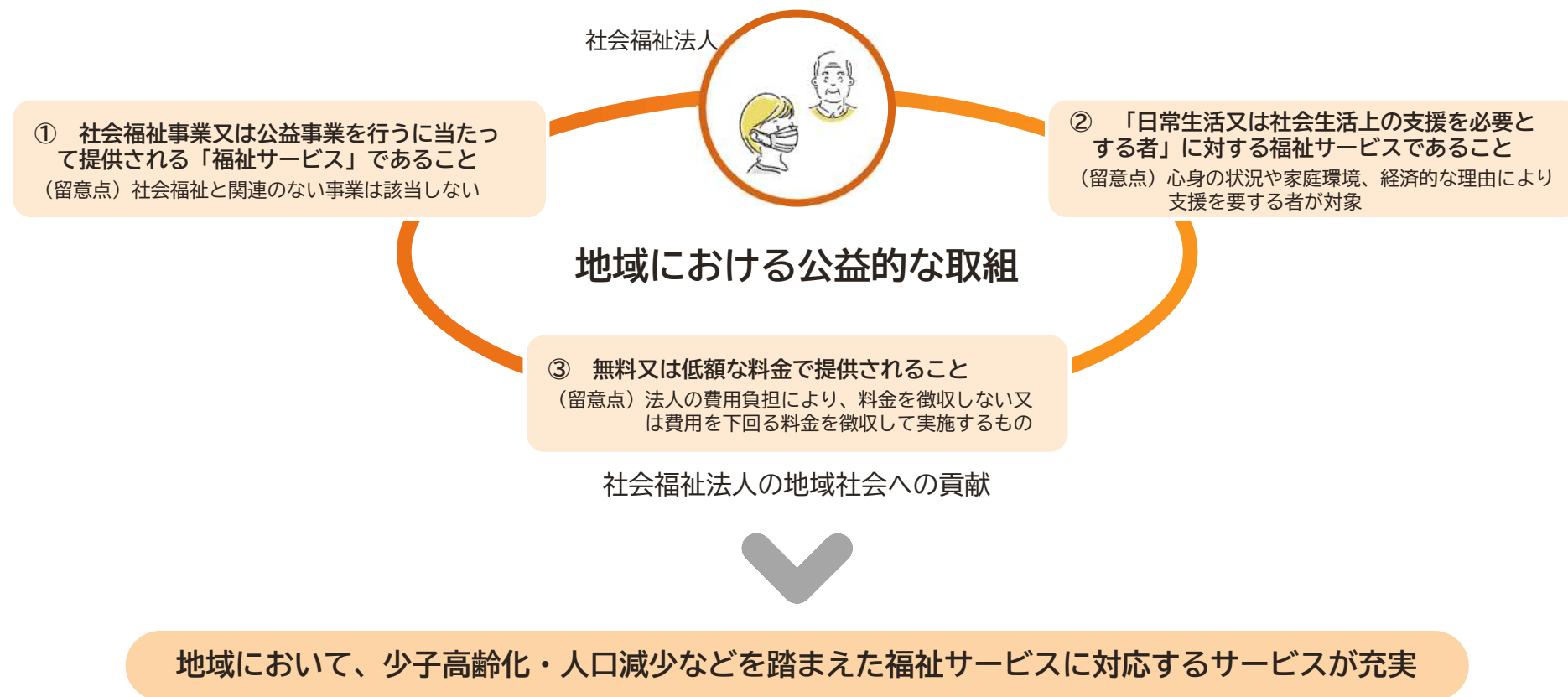
- 成年後見制度を必要とする市民の権利擁護支援ニーズの数に対して、担い手の数が不足。
 - ⇒ 専門職・市民後見人・社会福祉協議会による法人後見だけでは、ボリュームに対応できない。



(出所) 豊田市による推計結果及び「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査(2018)」

社会福祉法人を巡る動向①

- 平成28年改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の責務規定が創設。
 - ⇒ 社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割の明確化。



(出所) 厚生労働省資料を簡略化

社会福祉法人を巡る動向②

- 社会福祉連携推進法人は、地域共生社会を目指す法人連携方策の新たな選択肢として創設。
 - ⇒ 2つ以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

地域共生社会を目指し、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携



規模の大きさの活用や効率的な事業運営が可能に

豊田市における新たな法人後見実施の方向性

豊田市で事業を運営する社会福祉法人が

新たに社会福祉連携推進法人を設立して法人後見を実施

社会福祉法人が法人後見を行う意義

- ・ これまで培ってきた福祉的な支援のノウハウの活用
- ・ 地域で担うべき公益的な役割を果たせること
- ・ 職員が後見業務に従事し生活全般を看る経験や、権利擁護や意思決定支援の重要性を改めて知る機会を得ることは、社会福祉法人としても人材育成の観点で有益



社会福祉連携推進法人で実施する理由

- ・ 不足する後見人の担い手数への対応（スケールメリットの活用）
- ・ 成年後見制度業務の専門性を効率的に確保（各法人で備える非効率さの回避）
- ・ 利益相反の回避（自法人の利用者の後見受任はできない）

地域課題の解決へ

成年後見制度を必要とする市民の権利擁護支援ニーズ

厚生労働省通知抜粋「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知）

（４）地域福祉支援業務の内容については、法第 24 条第 2 項に規定する、いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組を促進するなどの観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整
- ・ 社員の経営する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見

厚生労働省FAQ抜粋「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）」について（令和4年2月10日事務連絡）

問3 連携推進法人は、社会福祉事業を実施できないこととされているが、地域住民を対象とした福祉サービスを一切行うことはできないのか。

（答）

1. 連携推進法人は、参画する社員の経営をバックアップすることを主たる目的とするものであり、いわば社員間の互助組織であることから、地域住民等に対する直接的なサービス提供は、原則として想定していない。

2. ただし、地域福祉支援業務においては、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合には、一定の要件を満たす場合に、例外的に地域住民等に対するサービス提供を行うことができることとしている。

厚生労働省FAQ抜粋「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）」について（令和4年2月10日事務連絡）

問7 社員の利用者等に対する成年後見を行うことは可能か。

（答）

1. 地域福祉支援業務として社員の利用者等に対して法人後見を行う場合は、

- ① 連携推進法人が社員の利用者の法人後見を行うこと
- ② 連携推進法人の社員が別の社員の利用者の法人後見を行い、当該連携推進法人が社員間の連絡調整を行うこと
- ③ 連携推進法人の社員が当該社員の利用者の法人後見を行い、当該連携推進法人が後見監督人となること

のいずれかが想定されるが、後見人等に選任されるか否かは各家庭裁判所が判断する事項となる。

そのため、連携推進法人が初めて成年後見を行おうとする場合には、成年後見人選任に係る考慮要素を踏まえた上で、あらかじめ、各家庭裁判所に相談することが望ましい。

社会福祉連携推進法人の設立に向けた経過について

R5. 01上旬	無門福祉会阪田と社会福祉士2名にて、市福祉総合相談課の助言を受けながら構想を作成
R5. 01～02	各社会福祉法人と構想や必要性を共有するために、法人訪問の実施
R5. 02. 07	R4豊田市成年後見・法福連携推進協議会にて、関係機関・団体に動きを共有
R5. 03. 01	法人が連携して後見受任をしている「愛知県知的障害児者生活サポート協会」に視察
R5. 03. 10	豊田市福祉部長ほかに対して、構想と各法人の反応を説明
R5. 03. 18	豊田市成年後見支援センター長ほかに対して、構想と各法人の反応を説明
R5. 03 ～	社会福祉連携推進法人の監事や評議会として参画する方への声掛け
R5. 04. 10	愛知県庁への構想説明（以後、許認可に必要な書類等の事前確認のやり取り）
R5. 04. 11	各法人のコアメンバー会議の開催
R5. 04. 14	豊田市社会福祉協議会常務理事ほかに対して、構想と各法人の反応を説明
R5. 05. 11	市内社会福祉法人向け説明会の開催（10法人13名参加）
R5. 05. 31	全国権利擁護支援ネットワーク事務局長への構想説明
R5. 06. 20	名古屋家庭裁判所岡崎支部への構想説明

社会福祉連携推進法人の設立に向けた経過について

- R5. 06. 末 社会福祉連携推進法人に参画・賛助する法人の確定（社員4法人、賛助会員2法人・1施設）
- R5. 07. 18 豊田市社会福祉協議会会長に対して、構想の説明と協力を依頼
- R5. 07 ～ 社会福祉連携推進法人の前身となる一般社団法人設立に向けた公証役場への相談・調整
- R5. 08. 15 一般社団法人の定款認証
- R5. 10. 16 愛知県より社会福祉連携推進法人の認可

最高裁判所が示した「法人を選任する際の考慮要素」への対応

	検討の視点（例）	確認資料（例）	対応想定・考え方
法人の事業の種類及び内容	✓ 法人として適正に成立、構成されているか ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者の福祉にかなうものであるか ⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意	➢ 法人登記の履歴事項全部証明書 ➢ 定款 ➢ 設立趣意書 ➢ 事業計画書	・ 厚生労働省の通知で、法人後見の実施に言及のある社会福祉連携推進法人として設立（R 5. 9. 19付で愛知県より認可）。 ・ 本法人は、法人後見（社会福祉連携推進業務）を実施することで、判断能力不十分な地域住民に安心、安全かつ質の高い支援を提供することを目的としている。また、本取組は、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を前提とするものであるから、営利目的ではない。
法人の財務基盤	✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか ✓ 法人の財務が適正に管理されているか ⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認	➢ 決算報告書、貸借対照表、収支予算書 ➢ 賠償責任保険の証書 ➢ 組織規程、組織図、役員等名簿	・ 各社会福祉法人からの拠出を基にして、運営する法人であり、一定程度の財政的な安定性を確保している。 ・ 全国権利擁護支援ネットワークを通じて、ぜんち共済の法人後見賠償責任保険に加入。 ・ 法人全体としては、厚生労働省が定める財務基準に従い管理するとともに、財務関係の適正を確認できる監事として、地元金融機関である豊田市信用金庫の副理事長が就任。

最高裁判所が示した「法人を選任する際の考慮要素」への対応

	検討の視点（例）	確認資料（例）	対応想定・考え方
後見等事務を遂行する能力	✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか ⇒経歴，研修歴，専門職団体への加入の有無，後見事務に関する活動実績等を確認 ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か ⇒担当者から法人への定期報告の有無，理事会や専門委員会による監督や監査の有無，法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認 ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか ✓ 財産管理の方法は適切か ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか ✓ 個人情報保護の対策がとられているか	➢ 役員等名簿 ➢ 組織規程，組織図 ➢ 後見業務の実施に関する規定や要領 ➢ 法人内部の指導監督態勢の規定や要領 ➢ 養成及び研修制度の内容が分かる書類 ➢ 不正発覚時の対応規定 ➢ 個人情報の取扱いに関する規定や要領	・ 主任相談員（兼常務理事）として、元豊田市成年後見支援センター職員（ばあとなあ会員）を配置する。 ・ その他、アドバイザー弁護士を委託契約により確保し、実務的な助言や専門的な支援を受けられる体制を確保する。 ・ 支援員となる各社会福祉法人の職員は、既に高齢者や障がい者に対する支援のノウハウを有しており、併せて研修制度を設けることで後見業務の知識等も確保する。 ・ 事務員には事務マニュアルを用意し、適正を確保する。 ・ 不正発覚時の対応や個人情報保護に関しては、取扱いを法人後見業務運営規程に定めている。
本人との利害関係	✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか ⇒本人に有償のサービスを提供しているなど ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか	➢ 候補者事情説明書（裁判所の書式） ➢ 本人との利害関係の有無を示す資料	・ 利害関係及び利益相反関係については、別添の考え方として整理している。 ・ 豊田市成年後見支援センター定例会・受任調整会議において、申立て時の利益相反と支援体制を確認し、社協名・連携推進法人名それぞれの名義の上申書を用いて、結果を申立て書類に添付する。

社会福祉連携推進法人となりの体制図

社会福祉連携推進法人となりの

社員総会

- 法人運営に係る重要事項（理事等の選任・解任、定款・社会福祉連携推進方針の変更等）の意思決定

社会福祉連携推進評議会

- 理事会又は社員総会への意見具申
- 法人の業務評価
- 長岩 嘉文先生
 - ※ 日本福祉大学中央福祉専門学校校長
 - ※ 豊田市社会福祉審議会高齢者専門分科会会長
- 浅井 悠一朗弁護士 ※地元弁護士
- 前田 裕之司法書士
 - ※ 元・リーガルサポート愛知支部長
- 松本 英朗氏
 - ※ 日本介護サービス株式会社 代表取締役
 - ※ 豊田市介護サービス機関連絡協議会 理事
- 柴崎 まり氏 ※当事者関係者
- 鋤柄 雄一氏 ※地域関係者

意見具申

理事会（8名、代表理事◎、常務理事●）

- 法人の業務執行の決定
- ◎ 阪田 征彦（社会福祉法人無門福祉会常務理事）
- 長屋 太志（社会福祉法人大和社会福祉事業振興会理事）
- 千葉 晃嗣（社会福祉法人輪音理事長）
- 藤山 直紀（社会福祉法人オンリーワン統括部長）
- 松山 剛久（弁護士）
- 柴川 晃典（元・豊田市役所福祉部副部長）
- 高橋 邦代（社会福祉士）
- 尾関 淳（社会福祉士）

監査

監事（2名）

- 理事の職務執行の監査
- 豊田信用金庫
 - 尾村 明俊副理事長
- キョウエイファイン
 - 坂元 正弘代表取締役会長

社員

社会福祉法人無門福祉会

社会福祉法人大和社会福祉事業振興会

社会福祉法人輪音

社会福祉法人オンリーワン

地域福祉支援業務（法人後見※）

- ※ 地域における供給量が著しく不足するサービス
- ※ 連携推進法人と社員の両方がサービスを提供
- ※ 形式的には、社員が単独で法人後見を実施できるようになるためのノウハウ等の移転を目的

人材確保等業務 （社員の従業員に対する権利擁護に関する資質向上のための研修）

連携
協力

賛助会員

（個人・法人・施設等）

社会福祉法人
とよた光の里

社会福祉法人
三九朗福祉会

障がい者支援施設
小原寮

専門的な助言・支援

受任調整・利益相反の確認

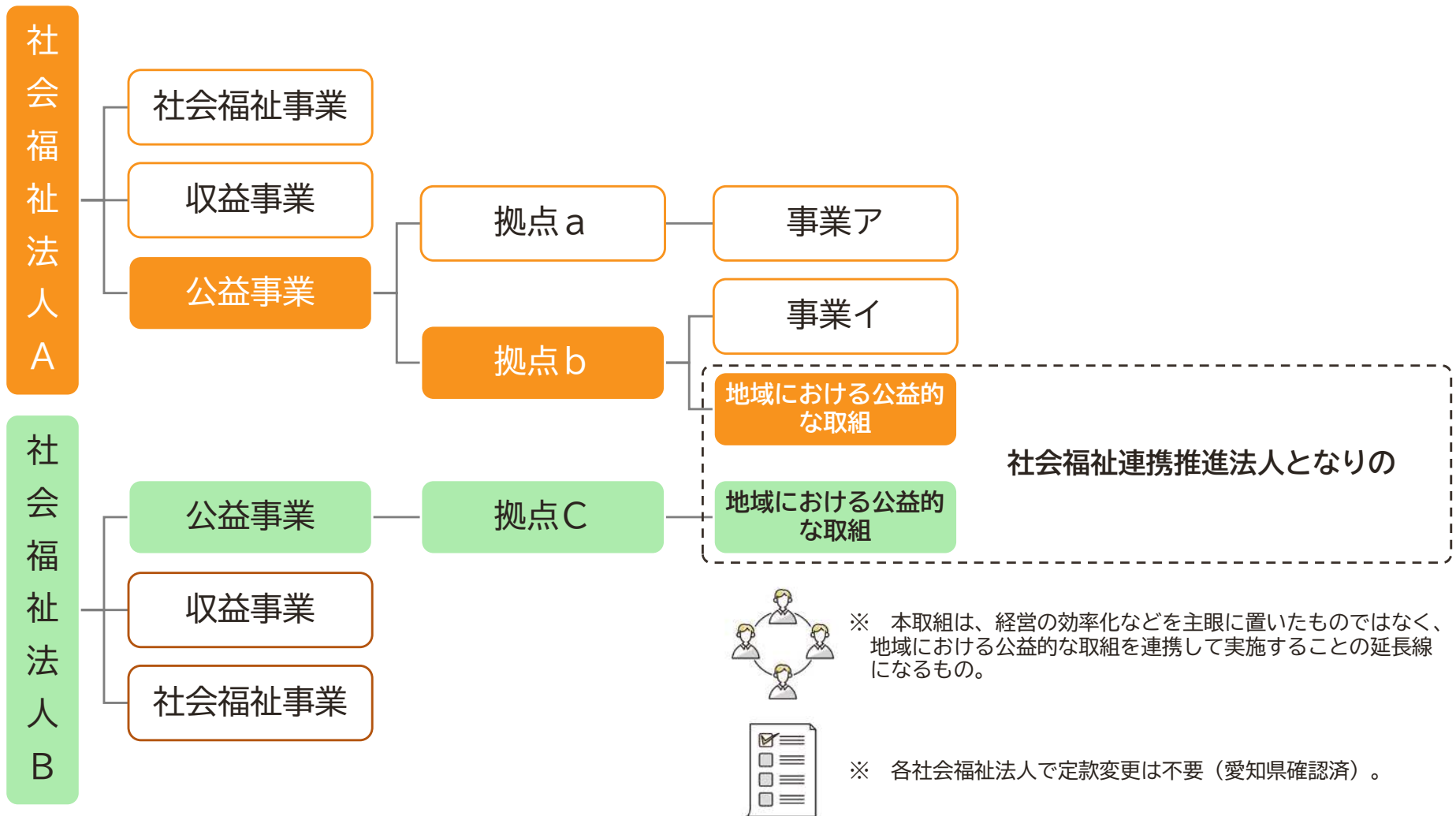
効果的な研修実施のための協力

- アドバイザー弁護士（兼理事）
松山 剛久弁護士
 - ※ 豊田市成年後見支援センターアドバイザー弁護士

- 専門職団体
- 中核機関：豊田市
- 中核機関：豊田市成年後見支援センター

- 豊田市内の専門職
- 豊田市
- 豊田市成年後見支援センター（社協）

社会福祉法人サイドから見た体制のイメージ



支援開始までの流れと連携推進法人で受任する対象者について

成年後見支援センターで相談

- ・ 成年後見制度の必要性や申立て方法などを相談する

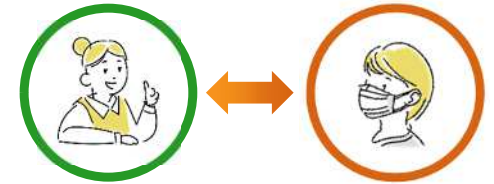


成年後見支援センター定例会 ・ 受任調整会議で連携推進法人 の受任の適正判断



連携推進法人の事務局にて支援員 として担当する法人の調整

受任



社会福祉連携推進法人で受任する対象者

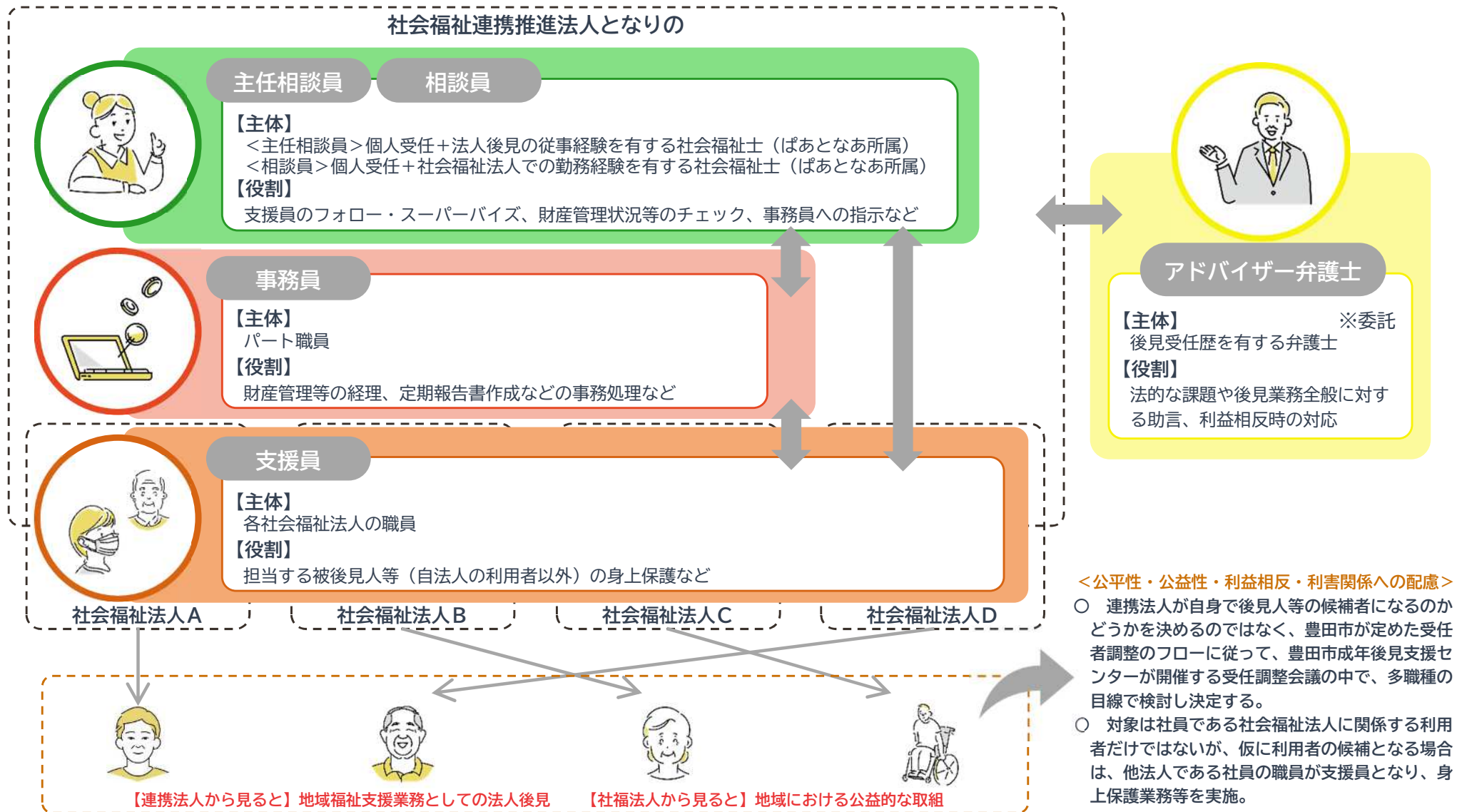
(当初)

- ・ 社員である社会福祉法人が経営する施設の入所者
- ・ 社員である社会福祉法人が支援し、その支援体制が整っている利用者
- ・ 賛助会員が経営する第一種社会福祉事業の利用者

(現在)

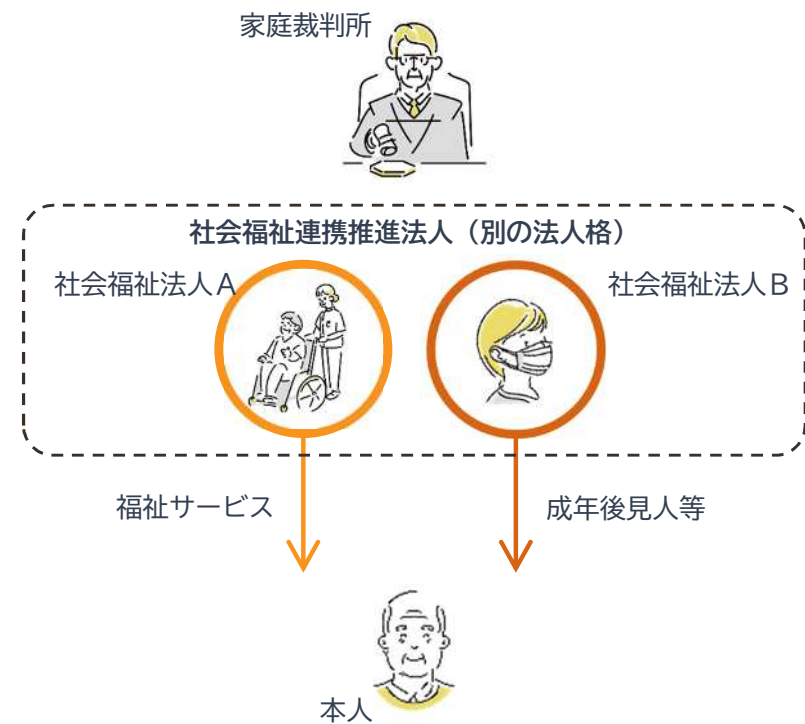
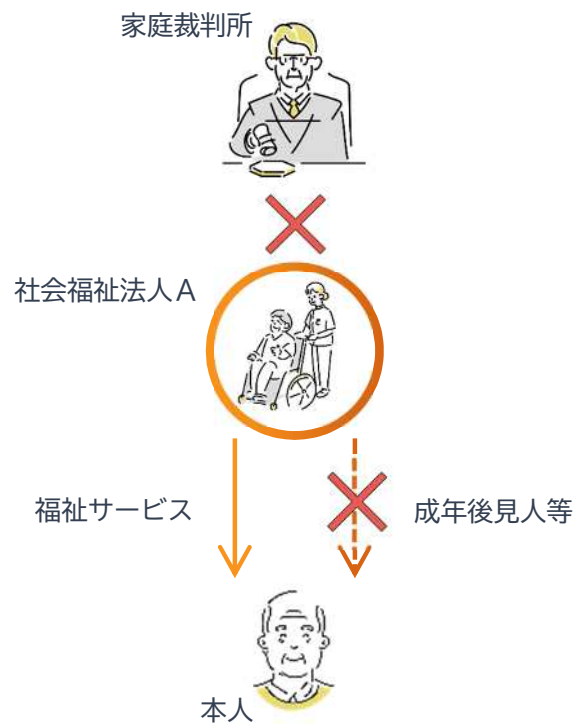
上記対象者に加え、社会福祉法人に期待される役割として、社員である社会福祉法人が関わっていない豊田市民も含めて後見受任

社会福祉連携推進法人による法人後見を実施するための体制



利益相反関係の防止に係る考え方①

- 形式的な利益相反関係については、別法人である社会福祉連携推進法人が受任し、自法人以外の法人が担当することで、回避することが可能であるとする。



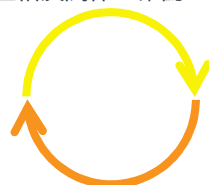
利益相反関係の防止に係る考え方②

- 実質的な利益相反関係については、外部の合議体である豊田市成年後見支援センター定例会・受任調整会議において申立て時の利益相反関係を確認するとともに、支援体制・活動状況を定期的に報告して、実質的に利益相反となる状況の未然防止・モニタリングを行う。

豊田市成年後見支援センター定例会・受任調整会議

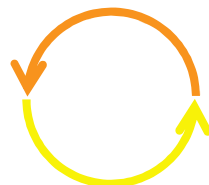


社会福祉連携推進法人の
受任が望ましいとの結論
(利益相反関係の確認を含む)

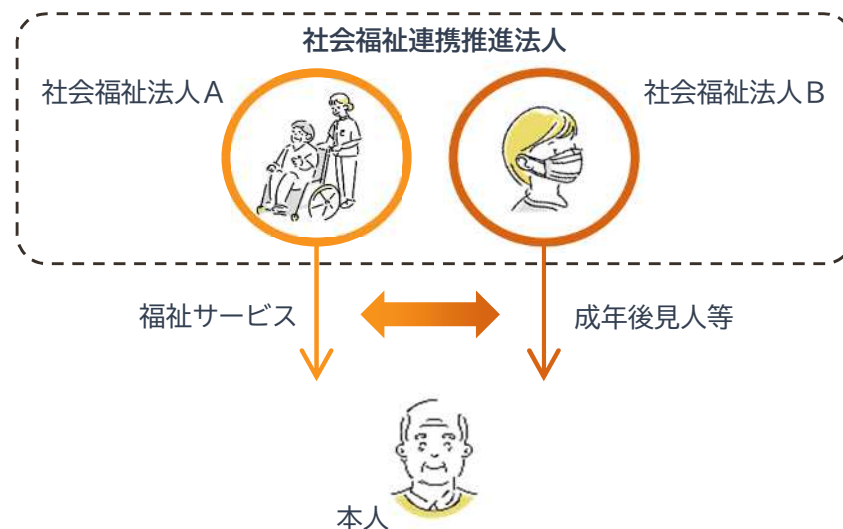


支援体制の報告

活動状況の報告

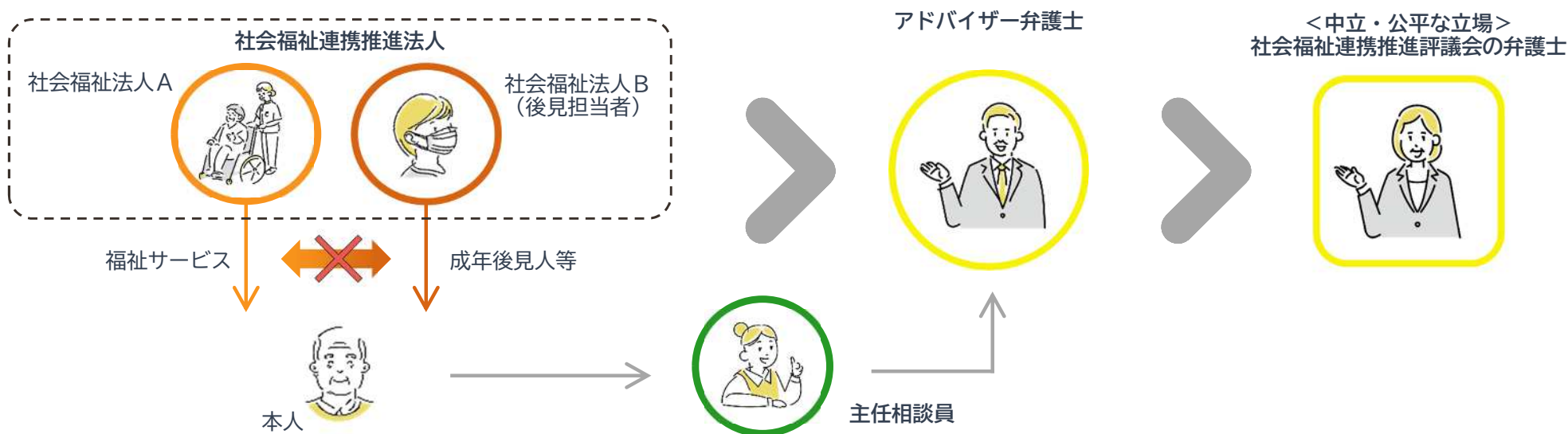


モニタリングの実施

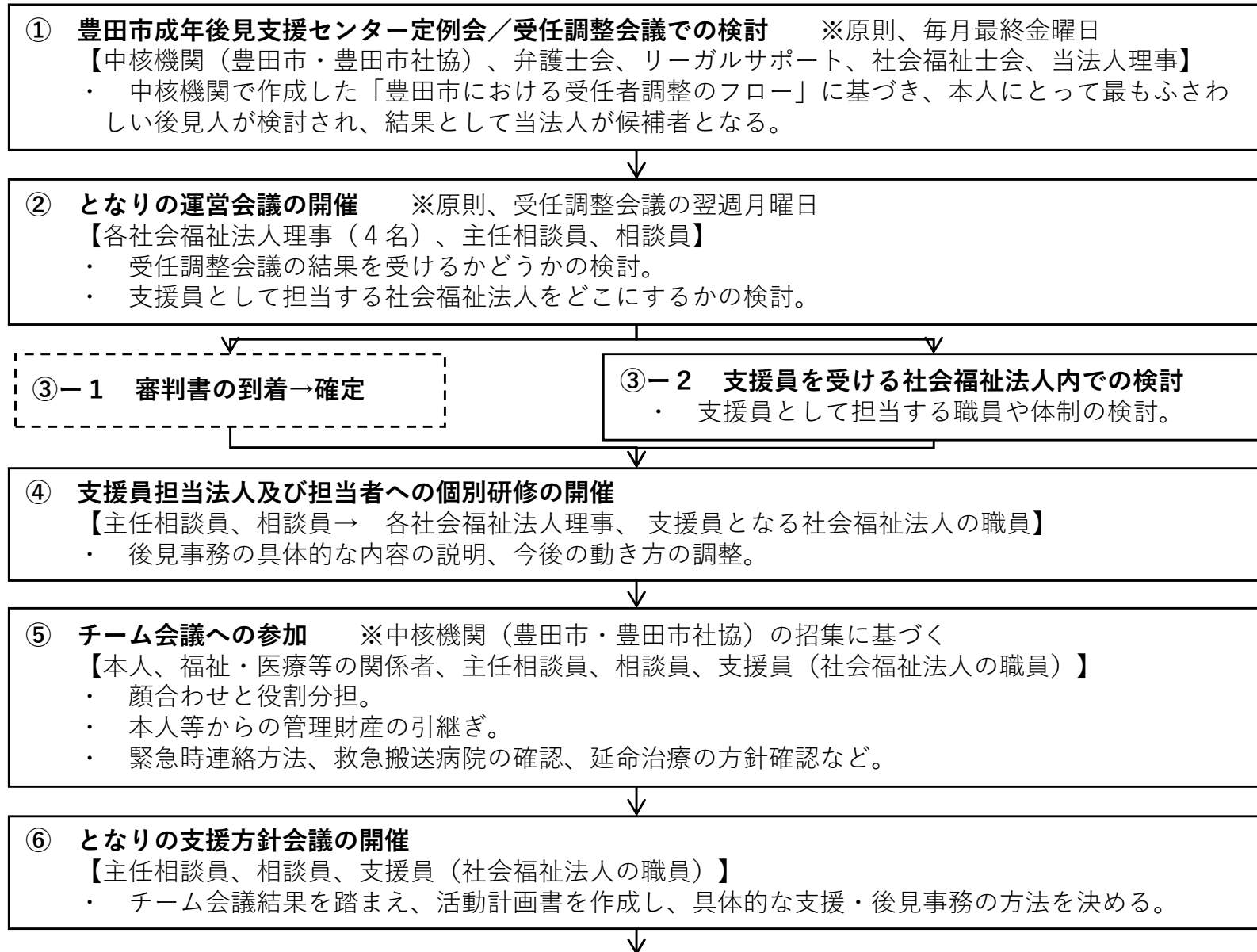


利益相反関係の防止に係る考え方③

- 利益相反の状況が生じた場合（例：不適切なサービス提供があった場合に、被後見人のために自らの法人を訴える等）、後見担当者又は本人からの苦情相談を受けた主任相談員が、アドバイザー弁護士に報告し、状況の確認や必要に応じて和解等を試みる。
- 上記対応が不調に終わり、本人に不利益が生じる場合は、中立・公平な立場である社会福祉連携推進評議会の弁護士を通じ、必要に応じて法人の業務執行を担う理事会に意見具申を行う。



社会福祉連携推進法人となりの 後見事務実施の流れ



社会福祉連携推進法人となりの 後見事務実施の流れ

⑦ 後見設定等の開始事務の実施

【相談員、支援員（社会福祉法人の職員） ←主任相談員が実施状況を確認】

- ・ 金融機関への届出・手続き → 通帳などの管理は、となりの事務所（鍵付きキャビネット）
- ・ 行政機関への届出・手続き → 手続き書類等の保管は、となりの事務所（鍵付きキャビネット）



⑧ 就職時報告書の作成

【支援員（社会福祉法人の職員） ←相談員が助言、主任相談員が内容を確認】



⑨ 定例の後見事務の実施

【相談員、支援員（社会福祉法人の職員）、事務員 ←主任相談員が実施状況を確認】

- ・ 出入金や小口現金の管理 → 主任相談員の許可を得て、事務員が実施。その後、会計責任者（当法人の理事）が月例でチェック。
- ・ 月1回の訪問 → 支援員が本人の意思や希望、心身の状況の確認を行う。金銭の受け渡しをする際は受領書を取り交わし、となりの事務所で保管。記録は、電子@連絡帳システム「豊田みよしケアネット」に入力。

豊田市の在宅医療・介護連携推進事業の一環で導入されたICTシステムを活用することで効果的な実施が可能に



⑩ 豊田市成年後見支援センター定例会での活動状況の報告 ※原則、毎月最終金曜日

【中核機関（豊田市・豊田市社協）、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会】



⑪ 理事会での業務執行状況の報告 ※原則、年2回



⑪ 監事による業務履行及び会計（財務諸表、各種帳票・記録）の適正確認 ※毎年4月頃



⑫ 社員総会への法人運営状況の報告 ※毎年6月頃



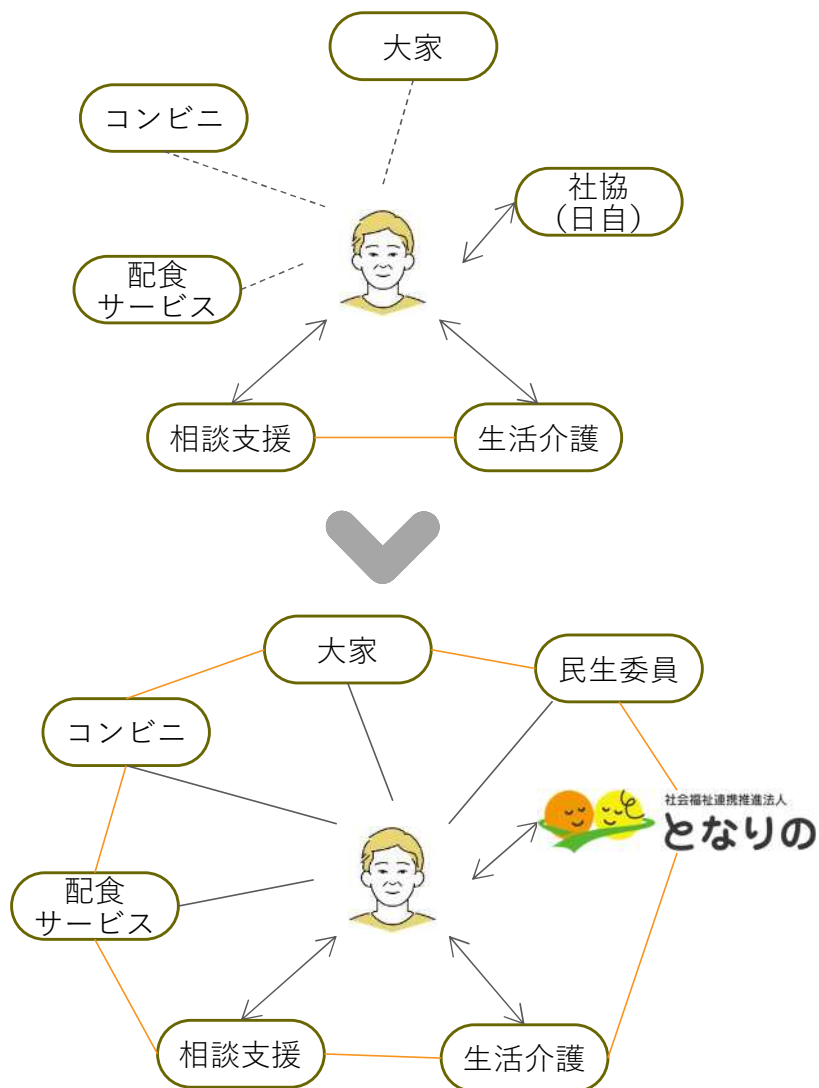
⑬ 社会福祉連携推進評議会（第三者、外部）による評価と意見聴取 ※毎年7月頃

職員への研修について

- 社員である社会福祉法人の職員が支援員として活動する前には、連携推進法人職員・専門職・豊田市・成年後見支援センター（社協）により、半日×2日間の研修を実施する。
- これにより、成年後見制度の概要や、通常実施している支援と権利擁護支援の視点の違いなどを理解できる機会を提供し、安心して活動に参加してもらえるようにする。

時間	研修内容	ねらい
1日目 13:30～15:40 (120min+休憩)	1 成年後見制度の概要 ○ 成年後見制度とは ○ 豊田市の実情 ○ 成年後見人の実務	○ 成年後見制度の基礎を理解する。 ○ 豊田市の実情によりどのような対象者が多いかを理解する。 ○ 類型により与えられる権限が異なることや、後見人がやるべきこと、やってはいけないことを事例を通じて理解を深める。
2日目 13:30～14:20 (50min)	2 受任までの流れと初期対応 ○ 法人受任が決まるまでの流れ ○ 審判後すぐに行う事務 ○ チーム会議の意義	○ 審判書や審判確定書、登記事項証明書を理解する。 ○ チーム会議の内容を理解し、チームで支える姿勢を感じる。
14:30～15:00 (30min)	3 後見活動①（後見事務と財産管理） ○ 金融機関への届け出 ○ 送付先変更事務 ○ 財産調査と財産管理	○ 後見事務の概要を理解する。 ○ 就職時報告の内容を理解する。 ○ 後見人が行う財産管理の概要を理解する。
15:10～15:40 (30min)	4 後見活動②（ケース会議と身上保護） ○ 後見の支援方針（事例検討） ○ 訪問時の支援	○ 通常実施している支援と、後見人が実施する権利擁護支援の違いを感じる。

法人後見での支援例（社員である社会福祉法人の事業利用者）



本人
抱える課題

65歳 療育C 杖歩行 アパート独居
平日は生活介護に通所

- ・転倒で入退院を繰り返し、入院手続き等ができる人がいない。
- ・日常生活自立支援事業で支援できる範囲が限られている。
- ・本人への説明と同意を得て、市長申立てとなる

受任調整の視点

- ・頻回な訪問が必要
- ・福祉的支援が必要

受任
本人の希望に沿った
支援方針

- ・これまでどおり自宅で暮らしたい。

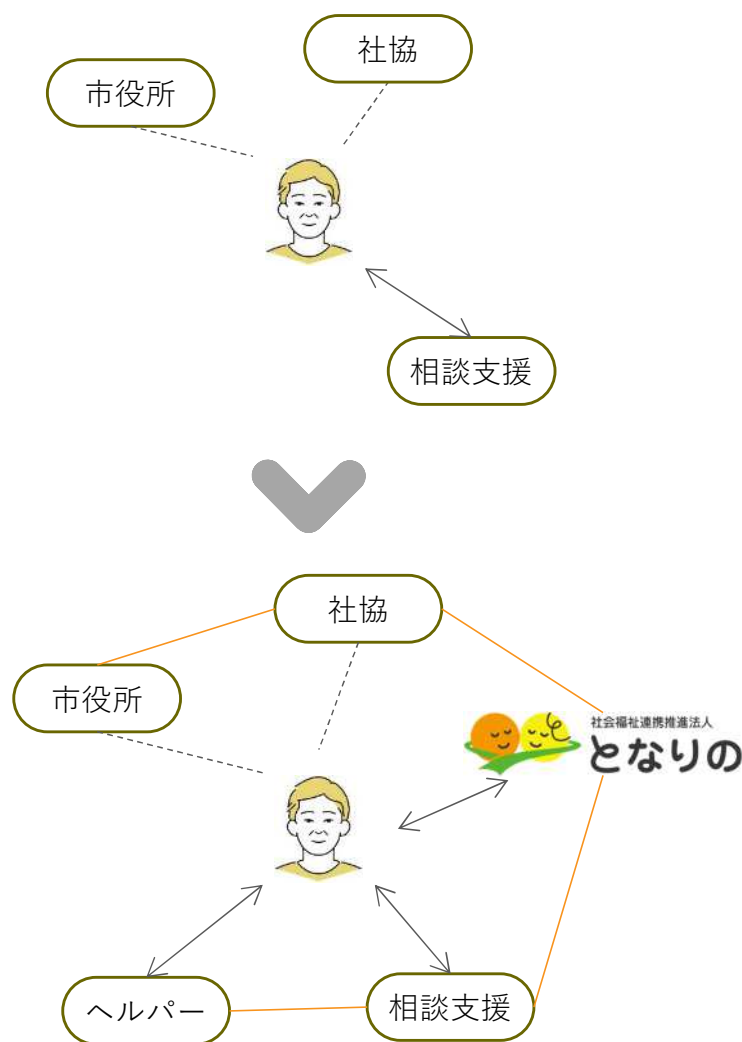
現在

- ・支援回数 28回
- ・チーム会議 2回
- ・地域ケア会議 1回

- 親なき後を迎えた社会福祉法人の事業利用者に対し、関係性を継続しながら後見利用が可能に（親も安心）。
- 地域に根差した活動をしている社会福祉法人がさらに関わることで、地域支援者との関係も円滑に。

法人後見での支援例

(社員である社会福祉法人の専門性と社会福祉連携推進法人の仕組みが生きたケース)



本人
抱える課題

65歳 精神2級 マンション独居
母と二人暮らし⇒母死亡⇒独居
兄が支援⇒兄死亡⇒孤立⇒近所通報⇒入院
・金銭管理ができず、食事もとれていなかった。
・管理費等の支払いが滞っていた。
・福祉サービスに繋がっていなかった。
・本人への説明と同意を得て申立てになる。

受任調整の視点

・頻回な訪問が必要
・福祉的支援が必要 ※本人の希望で退院

受任
本人の希望に沿った
支援方針

・支援体制が整っていないため事前介入。
【ZOOM】
・新しく担当となった支援者間で顔合わせ。
【自宅訪問】
・本人との顔合わせ。
・金銭管理を手伝ってほしい。
・自宅で生活したい。

現在

・福祉サービスの調整が進んで、ヘルパー利用に。
・後見としては、現在週2回のペースで生活費を渡している。

○支援の困難性が高く、障害に関する専門性が求められるケースに対しても、社員である社会福祉法人が有するノウハウ等を活用して円滑に後見業務が実施可能に。

○頻回な支援が求められるケースでも、多くの法人が関わる仕組みを生かすことが可能。

活動開始後の効果と課題認識

(効果)

- 連携推進法人の活動は、自法人事業の利用者や保護者からの期待が大きいことを改めて実感。
- 事業所内活動や生活の一部の支援にしか関わっていなかった職員が、利用者のその他の生活面に新たにかかわることができるため、職員の人材育成や研修としての効果もある。
- 他の施設や事業所の支援方法を見ることができるので、勉強になる。
- 利用者の生活全般を看ることになり、視野が深まった。

(課題)

- 期待が大きいため、受任を増やしている必要や持続可能な運営にしていきたいと考えているが、そのためには、各社会福祉法人からの拠出金だけでは難しく、運営資金の確保が課題。
- 地域課題に対するさらなる取組をどのように進めようか検討をする必要がある。
- 社会保障等の知識が乏しいと本人の不利益になることから、より研鑽が必要。
- 日常のサービスでの業務と、連携法人が行う後見業務（身上保護）の境目がわかりづらい。